



# AIが自律的に生み出した生成物への 知的財産権の付与の是非

弁理士・弁護士  
濱野 敏彦

---

1 自己紹介 (経歴)	p.2
2 西村高等法務研究所 AI・知的財産法研究会	p.3
3 AI生成物	p.6
4 AI生成物への知的財産権の付与の是非	p.9

---

# 1 自己紹介 (経歴)

## ● 濱野 敏彦 (弁理士・弁護士)

### 経歴

2002年 東京大学工学部電子工学科卒業  
弁理士試験合格

2004年 東京大学大学院新領域創成科学研究科修了

2007年 早稲田大学法科大学院法務研究科修了

2009年 西村あさひ法律事務所弁護士、弁理士登録

※ 大学4年時、及び、大学院在籍時の合計3年間(2001年～2004年)、ディープラーニングの基礎技術であるニューラルネットワークの研究室(廣瀬明研究室)に所属

## ● 研究会メンバー

中山信弘	東京大学名誉教授・西村高等法務研究所所長
上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
寺本振透	九州大学大学院法学研究院教授
平嶋竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
横山久芳	学習院大学法学部教授
諸永裕一	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室室長
住田孝之	内閣府知的財産戦略推進事務局長
樫尾 洵	内閣府知的財産戦略推進事務局参事官補佐
別所直哉	ヤフー株式会社執行役員
野口祐子	グーグル株式会社法務部長
渡辺弘美	アマゾンジャパン合同会社涉外本部本部長

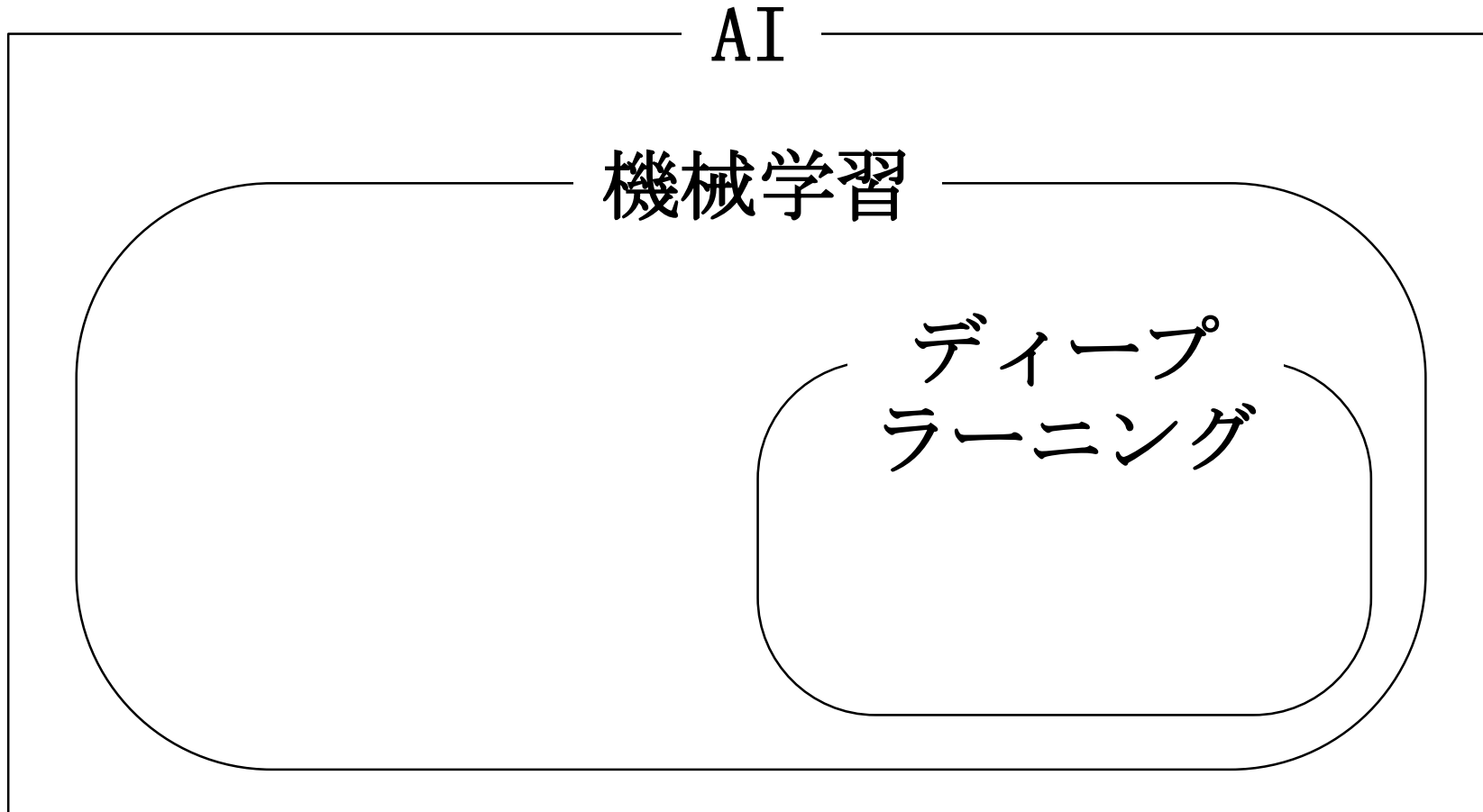
## ● 研究会メンバー

宮下佳之	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
太田 洋	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
岩瀬ひとみ	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
河合優子	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
辰巳 郁	西村あさひ法律事務所カウンセラー弁護士
仁木覚志	西村あさひ法律事務所カウンセラー弁護士
濱野敏彦	西村あさひ法律事務所弁護士
葛西陽子	西村あさひ法律事務所弁護士
白澤秀己	西村あさひ法律事務所弁護士

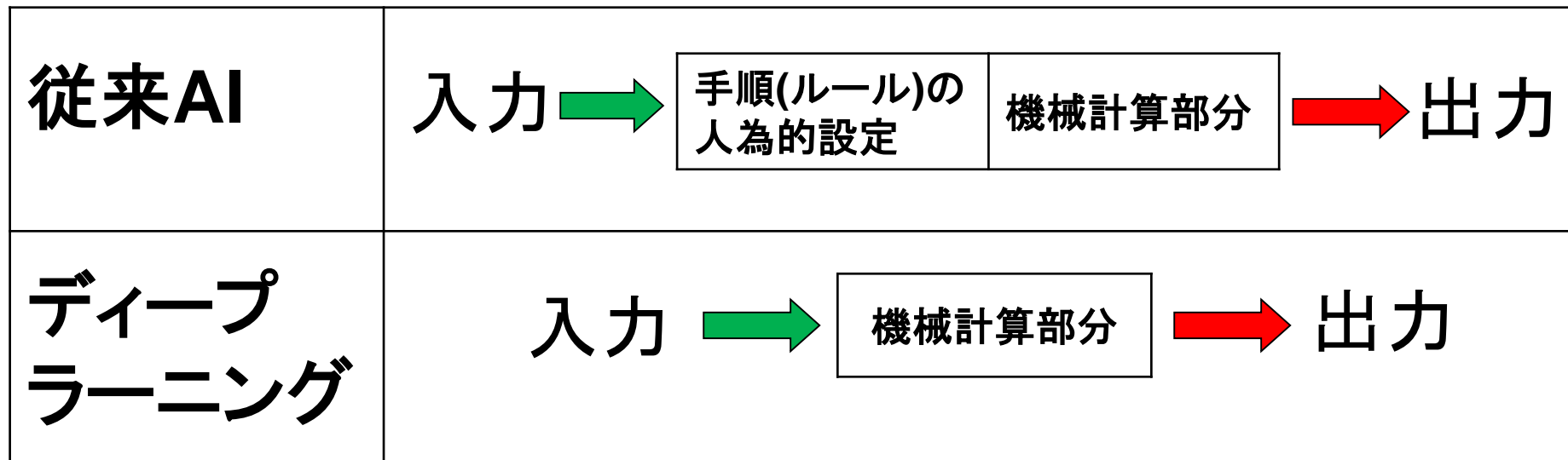
## ● 概要

	日付	発表者	発表内容
第1回	2018/2/22	濱野敏彦	AIに関する概念整理
第2回	2018/4/3	諸永室長	平成30年不正競争防止法改正
		岸本参事官	平成30年著作権法改正
第3回	2018/5/10	奥邨教授	人工知能と営業秘密
第4回	2018/6/5	上野教授	人工知能(AI)と著作権
第5回	2018/7/31	平嶋教授	いわゆるAI(人工知能)関連技術の特許法による保護を巡る課題
第6回	2018/9/27	寺本教授	深層学習を応用した技術に関する特許出願または特許の記載要件からみた脆弱性
第7回	2018/10/30	横山教授	AI生成物を利用したサービスと著作権・特許権

## ● AIの概念整理



- 従来AI(ディープラーニング登場前のAI)のプログラムと、ディープラーニングで作られたプログラムの比較



※ ディープラーニング以外の機械学習は、従来AIに該当



## 3 AI生成物

### ● AI生成物

- 現行法では、AI生成物(AIが自律的に生み出した生成物)は、知的財産権の保護の対象にならない。
- これまで人間にしか作れなかった創作的なものと同様に、AI(特にディープラーニング)が大量に作ることができる時代が到来しつつある。
- 例えば、「The Next Rembrandt」プロジェクトでは、AI関連技術等により、17世紀の画家であるレンブラントの作品を用いて、本物のレンブラントの作品と区別できない程の新たなレンブラント「風」の絵画が作成された。

## 著作権に関する検討課題①:

仮に、AI生成物に著作権が認められないとすると、皆、AI生成物について、AIが作ったのではなく、自分で作ったという嘘をつくのではないか(僭称コンテンツ問題)。そして、今後はAI生成物が人間が創作したものと区別がつかなくなっていくことが予想されるため、嘘を見破れないのではないか。

- ・ 著作権に基づく主張がなされた場合に、権利主張をする側が、自らが創作したことの立証をしなければならぬため、一定の歯止めにはなるのではないか。
- ・ 現在の訴訟実務では著作者性はあまり争われていないが、AI生成物により作り得るものについては、今後は立証が必要になるのではないか。

### 著作権に関する検討課題②:

仮に、AI生成物に著作権が認められないとすると、AI生成物に対して行った投資を回収できないのではないか。例えば、“The Next Rembrandt” プロジェクトでは、大きな投資がなされている。そのため、AI生成物についても著作権法の保護対象とするべきではないか。

- ・ “The Next Rembrandt” プロジェクトのように、既存のものから、「レンブラント風」を生み出したことに伴う商業的期待を保護する必要はないのではないか。
- ・ 著作権を認める方法以外の投資を回収する方法として、例えば、商標を付したTシャツを販売する等の方法も考えられるのではないか。
- ・ 今後のAI関連技術の発展により、AI生成物の作成に必要な投資は小さくなっていくのではないか。

特許権・実用新案権に関する検討課題：

仮に、AI生成物に特許権・実用新案権が認められないとすると、皆、AIが作ったのではなく、自分で作ったという嘘をつくのではないか(僭称問題)。また、AI生成物に対する投資を回収できないのではないか。

- ・ 発明・実用新案は「技術的思想の創作」であるから、AI生成物が発明・実用新案となる可能性は低いのではないか。
- ・ 特許・実用新案は登録により付与されるものであるため、僭称問題が生じるリスクは低いのではないか。
- ・ 既存のものから、類似のものを生み出したことに伴う商業的期待を保護する必要はないのではないか。また、特許・実用新案として保護されなくても、ノウハウとして保有することにより、投資回収が可能ではないか。

意匠権に関する検討課題：

仮に、AI生成物に意匠権が認められないとすると、皆、AIが作ったのではなく、自分で作ったという嘘をつくのではないか(僭称問題)。また、AI生成物に対する投資を回収できないのではないか。

- ・ たくさんのデザインをディープラーニングのインプットとして用いれば、AI生成物として、意匠(「物品……の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」)が生じ得る。
- ・ 意匠は登録により付与されるものであるため、僭称問題が生じるリスクは低いのではないか。
- ・ 既存のものから、類似のものを生み出したことに伴う商業的期待を保護する必要はないのではないか。

c.f. 商標は、文字、図形等の標章であるため、AI生成物も使用可能

西村あさひ法律事務所